日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版> 「点検結果報告書」

共通様式

| ①法人名称 | 学校法人聖徳学園 |
|---------------|--|
| ②設置大学名称 | 岐阜聖徳学園大学 |
| ③担当部署 | 総務・管財課 |
| ④問合せ先 | soumu@shotoku.ac.jp |
| ⑤点検結果の確定日 | 令和7年9月9日 |
| ⑥点検結果の公表日 | 令和7年9月11日 |
| ⑦点検結果の掲載先 URL | https://www.shotoku.jp/outline/governance.html |
| ⑧本協会による公表 | ●承諾する ○ 否認する |

【備考欄】

様式I

I-I.「基本原則」及び「原則」の遵守(実施)状況の点検結果

| 基本原則・原則 | 遵守状況 |
|--------------------------------|---------|
| 基本原則 1 自主性・自律性の確保(特色ある運営) | 0 |
| 原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立 | 0 |
| 原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理 | 0 |
| 基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献) | 0 |
| 原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元 | 0 |
| 原則2-2 多様性への対応 | 0 |
| 基本原則3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本) | 0 |
| 原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化 | 0 |
| 原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化 | 0 |
| 原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化 | 0 |
| 原則3-4 危機管理体制の確立 | 0 |
| 基本原則4 透明性・信頼性の確保(情報公開) | \circ |
| 原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開 | 0 |

Ⅰ-Ⅱ. 遵守(実施)していない「基本原則」の説明

| 該当する基本原則 | 説明 |
|----------|----|
| | |

Ⅰ-Ⅲ. 遵守(実施)していない「原則」の説明

| 該当する原則 | 説明 |
|--------|----|
| | |

様式Ⅱ

Ⅱ-I.「原則」の遵守(実施)状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

| 説明 |
|--------------------------|
| 27.5 |
| 建学の精神に則り、学園としての役割を確認し、経営 |
| 方針、人材育成及び教育目的を明確化している。また |
| ホームページ等を通じて、学生や社会に対して、広く |
| 示している。 |
| 説明 |
| 各学部の教授会において、3つの方針(ポリシー)に |
| ついて確認・点検を行っている。また、科目のナンバ |
| リング、履修ツリーの作成及びシラバスなど、学生の |
| 履修に関して分かりやすく示している。 |
| 自己点検・評価を適切に実施し、その結果を踏まえ、 |
| 教育の質の向上、充実に取り組んでいる。 |
| 説明 |
| 理事長は、大学に関する教学業務の決定権限を学長に |
| 委任している。全学に係る教学改革の取り組み及び研 |
| 究・管理運営等の質向上を図ることを目的に教学マネ |
| ジメント会議を設置している。各学部についても教授 |
| 会規程に則り、適切な運営方針等に取り組んでいる。 |
| また、規程に則り、学長の職務を適切に補佐するた |
| め、副学長及び学長補佐を置いている。 |
| 説明 |
| 教員と事務職員は、教育研究活動等の組織的かつ効果 |
| 的な管理・運営を図るため、適切に分担・協力・連携 |
| を行っている。 |
| 説明 |
| 副学長を委員長とし、教育の資質向上を図るために、 |
| 組織的な活動を推進する役割としてFD委員会を設け |
| ている。FDについては、大学全体で実施するだけで |
| なく、各学部においても毎年、学部の特性に応じたF |
| Dを実施し、資質向上を図っている。 |
| SDについては、SD委員会規程に則り、教職員全体 |
| で行う研修会を実施し、職員のみで行う研修会につい |
| ては、毎年課題を設定し階層別研修会を実施してい |
| る。また、仕事を進めるにあたり必要とされる知識等 |
| について学外研修として受講することが可能である。 |
| |

原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

| 実施項目1-2① | 説明 |
|------------|--------------------------|
| 中期的な計画の策定方 | 中長期経営計画として、平成30年に「グランドデザ |
| | |
| 針の明確化及び具体性 | イン60th」が通知され、ビジョンの共有を図っ |
| ┃のある計画の策定 | <i>t</i> e. |
| | 財務状況等を鑑み、令和3年には、事業計画の修正案 |
| | が理事会及び評議員会で承認され、令和4年12月の |
| | 理事会並びに令和5年2月の理事会において、人文学 |
| | 部の設置や定員増など各学部の詳細な改組案が承認さ |
| | れた。 |
| | 令和7年3月11日開催の理事会において経営改善計 |
| | 画が審議され、承認された。 |
| | また、毎年、評議員会及び理事会において収支予算に |
| | 関する承認の際には、中期的な事業計画についても承 |
| | 認を得ている。 |
| | なお、中長期的なビジョンを担当する部署として、法 |
| | 人本部に経営企画部を設置し、大学と連携を強化して |
| | いる。 |
| 実施項目1-2② | 説明 |
| 計画実現のための進捗 | 教学マネジメント会議で確認及び検証した上で毎年見 |
| 管理 | 直しを行っており、学長がその状況について、理事会 |
| | 及び評議員会で報告等を行っている。 |

原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

| 実施項目2-1① | 説明 |
|------------------|---|
| 社会の要請に応える人材の育成 | 地域・社会連携センター事務室を通じて、公開講座を 開設している。また、社会人の受け入れについては、 履修証明プログラムや科目等履修生制度を設けてい |
| * | る。 |
| 実施項目2-1② | 説明 |
| 社会貢献・地域連携の 推進 | 地域・社会連携センター事務室が中心となり、自治体 等と連携し活動を行っている。 また、教育実習先の自治体と協定を結び本学の教員を |
| | 講師として派遣している。 |

原則2-2 多様性への対応

| 実施項目2-2① | 説明 |
|------------|--------------------------|
| 多様性を受容する体制 | 多様な学生を受け入れるため、国際交流課、学生支援 |
| の充実 | 課及び学生課が協力し支援体制を整えている。 |
| 実施項目2-2② | 説明 |
| 役員等への女性登用の | 役員(総数9名)及び評議員(総数12名)のうち、 |
| 配慮 | 各1名の女性を登用している。 |

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

| | - 注音力別の労権化 |
|------------|--------------------------|
| 実施項目3-1① | 説明 |
| 理事の人材確保方針の | 私立学校法に基づき寄附行為に規定し、遵守してい |
| 明確化及び選任過程の | る。 |
| 透明性の確保 | 教職員の理事は、その業務等で得た知識・経験・能力 |
| | を活かし、業務量等に配慮しつつ、理事の業務を行っ |
| | ている。 |
| | 理事9名中2名を外部理事で選任し、外部理事は、理 |
| | 事会において、多様な視点から意見を述べ、議論の活 |
| | 発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行してい |
| | る。 |
| | なお、理事の選任機関は評議員会となっており、透明 |
| | 性を確保している。 |
| 実施項目3-1② | 説明 |
| 理事会運営の透明性の | 私立学校法に基づき寄附行為に規定し、遵守してい |
| 確保及び評議員会との | る。 |
| 協働体制の確立 | 原則月1回理事会を開催し、課題等に関して、迅速に |
| | 対応している。 |
| | 理事会における議決事項及び議事録の作成、保管につ |
| | いて、寄附行為に規定し、遵守している。 |
| | また、必要な重要項目については、評議員会の意見を |
| | 踏まえた上で、審議、決定している。 |
| 実施項目3-1③ | 説明 |
| 理事への情報提供・研 | 理事に対して、障がい者等に対する合理的配慮に関す |
| 修機会の充実 | る研修会やハラスメント研修会等の情報提供を行って |
| | いる。 |

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

| が対し こ 血直液化のほ | に及び重ず版化の矢貨に |
|--------------|--------------------------|
| 実施項目3-2① | 説明 |
| 監事及び会計監査人の | 監事の選任基準を寄附行為に規定し、理事会で監事候 |
| 選任基準の明確化及び | 補者を審議し、評議員会で選任している。 |
| 選任過程の透明性の確 | 会計監査人は、監事2名の同意の下、理事会で候補者 |
| 保 | を審議し、評議員会で選任している。 |
| 実施項目3-2② | 説明 |
| 監事、会計監査人及び | 監事監査規程及び内部監査規程に則り、監査を行って |
| 内部監査室等の連携 | いる。 |
| | 監事及び内部監査室長は、常に理事会及び評議員会に |
| | 出席し、法人の財産状況及び理事の業務執行を監査し |
| | ている。 |
| | 監事は、毎年、監査報告書を作成し、理事会及び評議 |
| | 員会で報告している。 |
| | 理事長、常務理事、公認会計士、監事、内部監査室が |
| | 連携を図り、意見交換の場を設けている。 |

| | なお、法人本部事務局の総務・管財課及び財務・経理 課が中心となり、監事、会計監査人及び内部監査室の サポート体制を整えている。 |
|------------|---|
| 実施項目3-2③ | 説明 |
| 監事への情報提供・研 | 法人本部財務・経理課から、学校法人監事研修会の受 |
| 修機会の充実 | 講依頼など、適宜、監事へ研修会の情報提供を行って |
| | いる。 |

原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

| 実施項目3-3① | 説明 |
|------------|----------------------------|
| 評議員の選任方法や属 | 評議員の選任は、評議員会で行うこととし、寄附行為 |
| 性・構成割合について | に則り、遵守している。 |
| の考え方の明確化及び | |
| 選任過程の透明性の確 | |
| 保 | |
| 実施項目3-3② | 説明 |
| 評議員会運営の透明性 | 評議員は、現在12名おり、十分な人数を選任してい |
| の確保及び理事会との | る。 |
| 協働体制の確立 | 評議員会において、学校法人の業務執行及び財務状況 |
| | など、適宜、意見を聴き確認をしている。また、中長 |
| | 期的ビジョンなどの重要項目についても必ず意見聴取 |
| | を行っている。 |
| 実施項目3-3③ | 説明 |
| 評議員への情報提供・ | 評議員会において、法人及び大学等を取り巻く環境、中長 |
| 研修機会の充実 | 期計画等の進捗状況及び課題等の説明を行っている。 |
| | 評議員に対して、障がい者等に対する合理的配慮に関する |
| | 研修会やハラスメント研修会等の情報提供を行っている。 |

原則3-4 危機管理体制の確立

| 実施項目3-4① | 説明 |
|------------|--------------------------|
| 危機管理マニュアルの | リスク管理規程に則り、理事長を委員長とするリスク |
| 整備及び事業継続計画 | 管理委員会を設置しており、危機管理マニュアル及び |
| の策定・活用 | 事業継続計画を策定及び確認をしている。 |
| 実施項目3-4② | 説明 |
| 法令等遵守のための体 | 役職員等が適切かつ公正な業務運営の確保及び社会的 |
| 制整備 | 信頼の向上を資することを目的としてコンプライアン |
| | ス推進規程を定め、理事長を委員長とするコンプライ |
| | アンス推進委員会を設置している。 |
| | 学校法人聖徳学園における内部〔公益〕通報取扱い規 |
| | 則を制定し、法令及び諸規程が遵守されるよう体制を |
| | 整えている。 |

原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

| WEIGHT WILL THE THE PROPERTY OF THE PROPERTY O | |
|--|--------------------------|
| 実施項目4-1① | 説明 |
| 情報公開推進のための | 法令に則り、適切にホームページで公開し、運営や活 |
| 方針の策定 | 動の透明性を確保しています。 |
| | また、産官学連携、高大連携、公開講座などの活動を |
| | HPで公開している。 |
| 実施項目 4 - 1② | 説明 |
| ステークホルダーへの | 大学ポートレートを活用するほか大学案内、広報誌等 |
| 理解促進のための公開 | の媒体も活用するなど情報公開に関して分かりやすく |
| の工夫 | 工夫を行っている。 |

Ⅱ-Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

| 該当する原則 | 説明 |
|--------|----|
| | |